

議案第 9 1 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年川崎市条例第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 3 1 条第 1 項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第 4 号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第 2 項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 3 9 条第 1 項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第 4 号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、

同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第40条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第49条中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第54条第2項第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第59条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第60条第1号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

第67条第1項第6号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第79条第1項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第89条第1項中「、基準省令」を「、基準府令」に、「厚生労働大臣が指定する者」を「こども家庭庁長官が指定する者」に改め、同項第4号中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第95条第1項中「厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第622条」を「こども家庭庁組織規則（令和5年内閣府令第38号）第16条」に改め、同条第2項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第96条第3号中「基準省令」を「基準府令」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。